

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月28日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第46号

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年大和市規則第58号)の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「第16条第1項」の次に「若しくは第4項」を、「第28条第2項」の次に「若しくは第4項」を加え、同号ア中「公営住宅法」を「当該決定に係る公営住宅法」に改め、「公営住宅」の次に「(以下この条において「公営住宅」という。)」を、「又は」の次に「その」を加え、「(以下この条において「公営住宅入居者等」という。)」を削り、同号イ中「公営住宅法第2条第2号の」を「当該決定に係る」に改め、同号ウ中「公営住宅入居者等」を「当該決定に係る公営住宅の入居者又はその同居者」に改め、同号エ中「公営住宅入居者等」を「当該決定に係る公営住宅の入居者又はその同居者」に改め、同号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 当該決定に係る公営住宅の入居者に係る介護保険法第19条第1項の要介護認定又は同条第2項の要支援認定に関する情報

第15条第2号中「第16条第4項」を「第16条第5項」に、「第29条第8項」を「第5項並びに第29条第9項」に改め、「事務」の次に「当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る」を加え、同号アからウまでの規定中「公営住宅入居者等に係る」を削り、同条第3号中「事務」の次に「当該徴収に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る」を加え、同号アからウまでの規定中「公営住宅入居者等に係る」を削り、同条第4号中「第29条第8項」を「第5項並びに第29条第9項」に改め、「事務」の次に「当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る」を加え、同号ア及びイ中「公営住宅入居者等に係る」を削り、同条第5号ア及びイ中「公営住宅入居者等」を「当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者」に改め、同号ウ中「公営住宅法第2条第2号の公営住宅の入居者」を「当該申込みをした者」に改め、同号エ中「公営住宅入居者等」を「当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者」に改め、同号オ中「公営住宅法第2条第2号の公営住宅の入居者」

を「当該申込みをした者」に改め、同号カ中「公営住宅入居者等」を「当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者」に改め、同条第6号中「又は第6項」を削り、「第4号」を「当該申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る第2号イ及びウ」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(6)の2 公営住宅法第27条第6項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る第2号イ及びウに掲げる情報

第15条第7号中「第29条第5項」を「第29条第6項」に改め、「事務」の次に「当該決定に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る」を加え、同条第8号中「第29条第7項」を「第29条第8項」に改め、「事務」の次に「当該申出をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る」を加え、同号アからウまでの規定中「公営住宅入居者等に係る」を削り、同条第9号中「事務」の次に「当該請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る」を加え、同条第10号中「事務」の次に「当該請求等に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る」を加える。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。